

## 自由研削用といしの取替え等の業務特別教育のご案内

労働安全衛生法第59条により自由研削用といしの取替え等の業務に従事させるものを対象として、特別教育の受講が義務付けられています。

自由研削用といしとは、携帯用グラインダ、卓上グラインダ、スインググラインダ、ワゴングラインダ、高速切断機、木工機械等といしを取り付けて使用するものが該当します。

1 講習年月日

[講習日程表](#)

2 会場

県立久留米高等技術専門校内人材開発センター

住所 久留米市合川町1786-2 TEL 0942-30-0560

3 受講料

(令和7年度の金額)

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
会員	7,700	1,320	9,020
非会員	10,200	1,320	11,520

※令和8年度中にテキストの価格改定が予定されております。

恐れ入りますが、送付する受講票の金額を確認頂きお振込みをお願い致します。

4 定員

25名

5 講習内容及び

予定時間

学科	講習内容	予定時間
学科	自由研削用研削盤、自由研削用といしの取付具等に関する知識、自由研磨といしの取付方法及び試運転の方法に関する知識、関係法令	8:50～16:30
実技	といしの取付方法及び試運転	

詳細は [特別教育等のご案内](#) を参照願います。

6 申込み方法

[「安全衛生及び特別教育等の申込について」をご確認ください。](#)